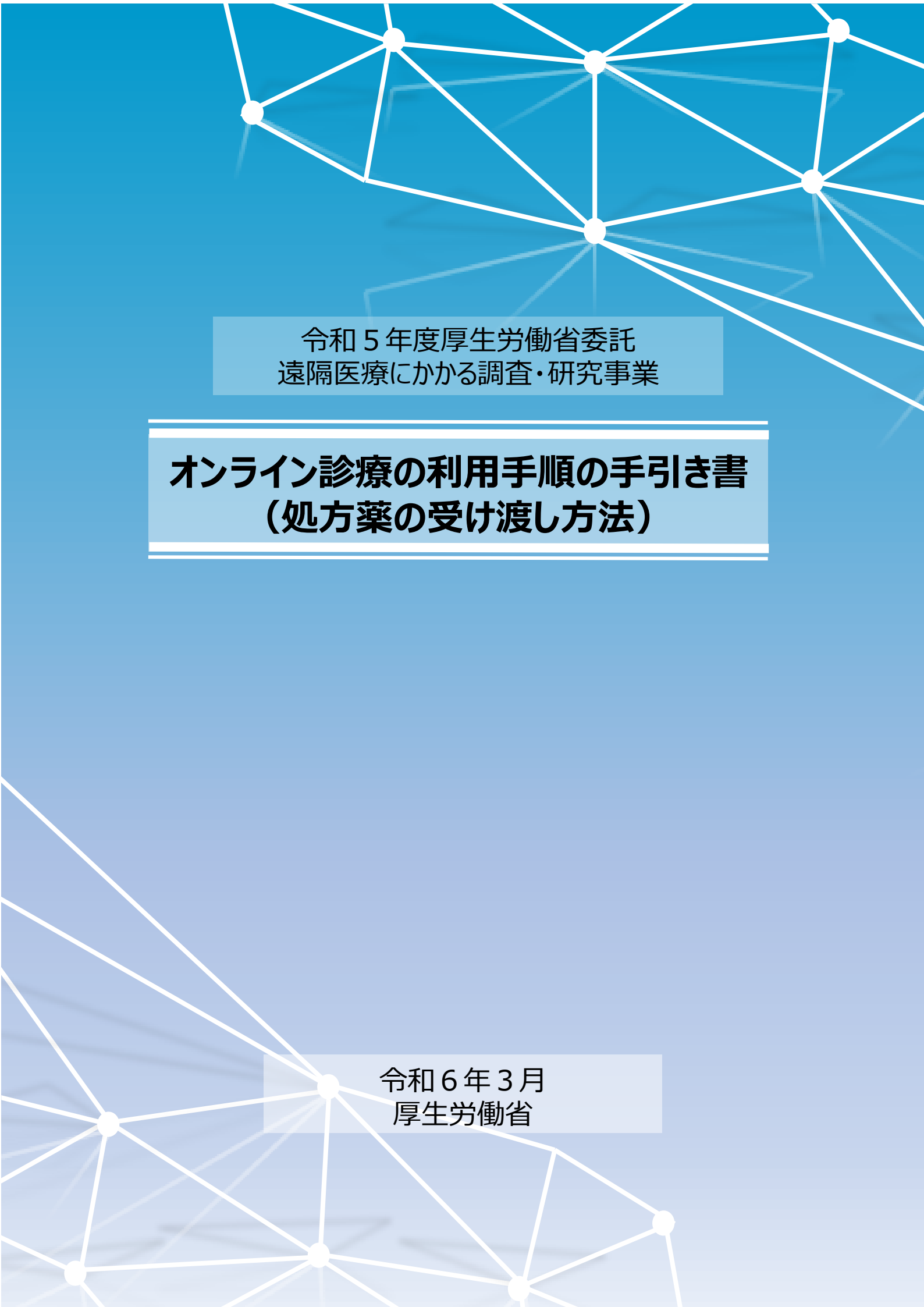




令和5年度厚生労働省委託
遠隔医療にかかる調査・研究事業

オンライン診療の利用手順の手引き書 (処方薬の受け渡し方法)

令和6年3月
厚生労働省

目 次

目 次	2
第 1 章 手引き書の目的と活用方法	3
1. 目的	3
2. 本手引き書の構成と活用方法	3
3. 留意事項	3
第 2 章 処方薬の受け渡し方法の種類	4
第 3 章 処方薬の受け渡しの手順と留意点	5
1. 処方箋を院外に発行し、オンライン服薬指導を実施する場合	5
2. 処方箋を院外に発行し、薬局での服薬指導を実施する場合	6
3. 処方箋を院外に発行しない場合	7
第 4 章 参考資料	8

第1章 手引き書の目的と活用方法

手引き書の目的や構成、活用方法について解説します。

1. 目的

本手引き書は、オンライン診療やオンライン服薬指導（以下、「オンライン診療等」と言います。）の適正かつ幅広い普及を促進するため、医療機関がオンライン診療を実施した後の処方薬の受け渡し方法の手順を整理することを目的としています。

オンライン診療における処方薬の受け渡し方法には、様々な種類・形態があります。オンライン診療等を必要とする地域の医療提供体制等の特性や医療従事者・患者等の関係者のニーズ等を踏まえ、オンライン診療等の適正かつ幅広い普及につながることを期待します。

2. 本手引き書の構成と活用方法

本手引き書は、以下のとおり第1章～第4章、および巻末資料から構成されます。オンライン診療における処方薬の受け渡し方法の基本的な考え方等をまず確認したい場合は、主に第1章・第2章をご確認ください。オンライン診療における処方薬の受け渡し方法の具体的な手順を確認したい場合は、主に第3章を参考にしてください。

本手引き書は、オンライン診療における処方薬の受け渡し方法の手順について、薬局での対応を含め、医療機関の方が把握する必要があること、重要なことを中心に記載しています。遵守すべき関係法令等は第4章で紹介していますので、併せて参考にしてください。なお、薬局での対応の詳細については、「薬局・薬剤師に関する情報 オンライン服薬指導について」も参考にしてください。

章立て		主な内容
第1章	手引き書の目的と位置づけ	・ 手引き書の目的、構成、活用方法について解説します。
第2章	処方薬の受け渡し方法の類型	・ オンライン診療時の処方薬の受け渡し方法の類型を解説します。
第3章	処方薬の受け渡しの手順と留意点	・ 処方薬の受け渡しの手順と留意点についてそれぞれ説明します。
第4章	参考資料	・ オンライン診療等に関する留意事項や関係法令、関係団体のガイドライン等を紹介します。

3. 留意事項

本手引き書は、オンライン診療等の導入・実施を法令上義務づけるものではありません。また、オンライン診療等の取扱いに関する法令上の取扱いについては、社会情勢に応じて、時限的又は特例的な取扱いに係る通知、事務連絡等が随時発出される可能性があることに留意が必要です。本手引き書においては、オンライン診療等関係のある内容を中心にまとめているので、必要に応じて関連の通知等をご確認下さい。

なお、本手引き書は、オンライン診療に関する社会情勢の変化、エビデンスの蓄積の状況等を踏まえつつ、様々な制度との関係性の観点を含め、今後も必要に応じて見直しを行うことを想定しています。

第2章 処方薬の受け渡し方法の類型

オンライン診療時の処方薬の受け渡し方法について、院外処方か院内処方か、処方箋の種類、患者が来院（来局）するかどうかで、服薬指導の方法、処方箋の取り扱い、処方薬の取り扱いが異なります。それぞれの概要は以下のとおりです。具体的な対応の流れについては、第3章をご参照ください。

なお、オンライン服薬指導には、対面による服薬指導に比べ、プライバシーの確保がしやすい場合があることや、患者自宅での残薬管理状況を確認できるといったメリットもあります。

処方箋の発行方法	処方箋を院外に発行する場合 (院外処方)				処方箋を院外に発行しない場合 (院内処方)
服薬指導	オンライン服薬指導		薬局での服薬指導		(オンライン診療と併せて実施)
処方箋の形態	紙	電子	紙	電子	
処方箋の取り扱い	● 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方箋情報は、患者が希望する薬局へメール、FAX等で送付 ● 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に直接送付	● 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録 ● 患者に処方内容・引換番号を交付	● 処方箋原本は医療機関から患者に郵送（患者が薬局に原本を持参） ―― もしくは ――― ● 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方箋情報は、患者が希望する薬局へメール、FAX等で送付 ● 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に直接送付	● 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録 ● 患者に処方内容・引換番号を交付	
受け渡し方法	● 患者が来局時に受け渡し ● 患者が自宅で受け取り		● 薬局での服薬指導と併せて患者が来局時に受け渡し		● 患者が来院時に受け渡し ● 患者が自宅で受け取り
具体的な流れ	本手引き書 P5		本手引き書 P6		本手引き書 P7

※メール、FAX等の情報は情報漏洩のリスクがある点に注意が必要です。

第3章 処方薬の受け渡しの手順と留意点

処方薬の受け渡しの手順と留意点を院外処方か院内処方か、処方箋の種類、患者が来院（来局）するかどうか別に、服薬指導の方法、処方箋の取り扱い、処方薬の取り扱いについてそれぞれ説明します。

1. 処方箋を院外に発行し、オンライン服薬指導を実施する場合

<対応の流れ>

医療機関で対応すること

（紙の処方箋）

- ① 患者に希望の薬局を確認します。
- ② 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方内容を患者が希望する薬局へメール、FAX 等で送付します。
- ③ 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に郵送します。

（電子処方箋）

- ① 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録します。引換番号等を患者に伝達します。

薬局で対応すること

- ① 薬局と患者が処方薬の服薬指導の方法・受け取り方法を相談します。
- ② 薬局が紙の処方箋または電子処方箋を受け取ります。
- ③ 患者にオンライン服薬指導を実施します。

（患者が来局時に処方薬を受け渡す場合）

- ➡ ④ 患者が来局時に処方薬を受け渡します。

（患者が自宅で処方薬を受け取る場合）

- ➡ ④ 薬局から患者の自宅に処方薬を発送します。
⑤ 患者が自宅で処方薬を受け取ります。

<留意事項>

- 処方する医薬品について、患者が希望する薬局での取扱い状況を確認することも有用と考えられます。
- 電子処方箋を発行した場合、処方内容・引換番号の提供方法を患者へ確認してください。
- メール、FAX 等で処方箋情報を送付する際には、誤送信に十分留意する必要があります。
- 薬局開設者及び薬剤師は、患者が適切な薬剤を確実に服薬する観点等から、薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負っています。品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応することが必要になります。

2. 処方箋を院外に発行し、薬局での服薬指導を実施する場合

<対応の流れ>

医療機関で対応すること

(紙の処方箋)

- ① 処方箋の取扱い（医療機関から患者に郵送するのか、医療機関から薬局に送付するのか）を確認します。

(医療機関から患者に郵送する場合)

- ➡ ② 処方箋原本を患者に郵送します（この場合、患者が薬局に処方箋原本を持参することになります）。

(医療機関から薬局に送付する場合)

- ➡ ② 患者に希望の薬局を確認します。
- ③ 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方内容を患者が希望する薬局へメール、FAX 等で送付します。
- ④ 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に郵送します。

(電子処方箋)

- ① 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録します。引換番号等を患者に伝達します。

薬局で対応すること

- ① 薬局と患者が処方薬の服薬指導の方法・受け取り方法を相談します。
- ② 薬局が紙の処方箋または電子処方箋を受け取ります。
- ③ 患者に服薬指導を実施し、処方薬を受け渡します。

<留意事項>

- 処方する医薬品について、患者が希望する薬局での取扱い状況を確認することも有用と考えられます。
- 電子処方箋を発行した場合、処方内容・引換番号の提供方法を患者へ確認してください。
- メール、FAX 等で処方箋情報を送付する際には、誤送信に十分留意する必要があります。
- 薬局開設者及び薬剤師は、患者が適切な薬剤を確実に服薬する観点等から、薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負っています。品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応することが必要になります。

3. 処方箋を院外に発行しない場合

<対応の流れ>

医療機関で対応すること

- ① オンライン診療に併せて服薬指導を実施します。
- ② 患者と受け取り方法を相談します。
 - (患者が来院時に処方薬を受け渡す場合)
 - ➡ ③ 処方薬を患者が来院時に受け渡します。
 - (患者が自宅で処方薬を受け取る場合)
 - ➡ ③ 医療機関から患者の自宅に処方薬を発送します。
 - ④ 患者が自宅で処方薬を受け取ります。

<留意事項>

- 医療機関開設者及び医師は、患者が適切な薬剤を確実に服薬する観点等から、薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負っています。品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、医療機関の従事者が届ける、患者又はその家族等に来院を求める等、工夫して対応することが必要になります。

第4章 参考資料

適用される法令・通知等や関係団体による各種手引き等の参考資料を紹介します。

資料名等	作成元	参照 URL
オンライン診療に関するホームページ	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/rinsyo/index_00010.html
オンライン診療の適切な実施に関する指針	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf
薬局・薬剤師に関する情報 オンライン服薬指導について	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html#h2_free5
「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について（令和4年9月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・医政局医事課連名事務連絡）	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/000995232.pdf
医療機関等向け総合ポータルサイト	厚生労働省	https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm
電子処方箋 利用方法解説動画（医療機関向け）	厚生労働省	https://www.youtube.com/watch?v=alvAozT0mL8
電子処方箋 利用方法解説動画（薬局向け）	厚生労働省	https://www.youtube.com/watch?v=fOeu4D-Mul4
オンライン診療について	公益社団法人 日本医師会	https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html
オンライン服薬指導について	公益社団法人 日本薬剤師会	https://www.nichiyaku.or.jp/pharmacy-info/online-medication-guidance/index.html

令和5年度厚生労働省委託
遠隔医療にかかる調査・研究事業
オンライン診療の利用手順の手引き書

令和6年（2024年）3月
厚生労働省医政局総務課
PwCコンサルティング合同会社